

令和7年度会計年度任用職員募集用勤務条件シート

職 種	一般事務	
業務内容	一般事務の補助(人権教育事務、青少年健全育成事務、家庭教育事務等)	
必要資格等	普通自動車免許	
任用形態	パートタイム会計年度任用職員	
任用期間	令和7年4月1日 から 令和8年3月31日 まで	
配 属 先	教育委員会社会教育課	
就業場所	赤磐市上市108番地1(東庁舎) ※任用期間の途中で変更となる場合があります。	
募集人数	1人程度	
就業時間	始業:8時30分 から 終業:17時15分 まで (うち休憩時間:60分) (7時間/日以内、35時間/週以内) 業務により、勤務時間が変更になる場合あり	
勤務を 要しない日	日曜日・土曜日・祝日等・年末年始の休日・その他(別途所属長の指定する日)	
時間外勤務	時間外・週休日・休日勤務 有	
給 与	給料・報酬	時給 1,120 円
	通勤手当・費用弁償	通勤距離や通勤方法に応じて支給(上限あり)
	その他	期末手当・勤勉手当
休 暇	年次有給休暇、公民権行使のための休暇、忌引休暇等 (赤磐市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の定めるところによる)	
社会保険等	適用あり	(健康保険・厚生年金保険・雇用保険)
選 考	選考方法	書類選考・面接
	選考時期	随時
担当部署 問い合わせ先	教育委員会社会教育課人権社会教育班 電話:086-955-0783	
その他	<ol style="list-style-type: none"> 任用期間満了時には、特に通知することなく退職となります。 所定の勤務日は、業務の都合等により変更することがあります。 会計年度任用職員は一般職の地方公務員であり、地方公務員法の服務に関する各規定が適用され、かつ懲戒処分の対象となります。 	

令和7年度会計年度任用職員募集用勤務条件シート

職 種	一般事務	
業務内容	社会教育施設(赤坂教育集会所)の維持管理	
必要資格等		
任用形態	パートタイム会計年度任用職員	
任用期間	令和7年4月1日 から 令和8年3月31日 まで	
配 属 先	教育委員会社会教育課	
就業場所	赤磐市小原1675番地5(赤坂教育集会所)	
募集人数	1人程度	
就業時間	始業:9時00分 から 終業:22時00分 まで (うち休憩時間:60分) (6時間/日以内、30時間/月以内)	
勤務を 要しない日	日曜日・土曜日・祝日等・年末年始の休日・その他(別途所属長の指定する日)	
時間外勤務	時間外・週休日・休日勤務 無	
給 与	給料・報酬	時給 1,120 円
	通勤手当・費用弁償	通勤距離や通勤方法に応じて支給(上限あり)
	その他	
休 暇	年次有給休暇、公民権行使のための休暇、忌引休暇等 (赤磐市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の定めるところによる)	
社会保険等	適用なし	
選 考	選考方法	書類選考・面接
	選考時期	随時
担当部署 問い合わせ先	教育委員会社会教育課人権社会教育班 電話:086-955-0783	
その他	<ol style="list-style-type: none"> 1 任用期間満了時には、特に通知することなく退職となります。 2 所定の勤務日は、業務の都合等により変更することがあります。 3 会計年度任用職員は一般職の地方公務員であり、地方公務員法の服務に関する各規定が適用され、かつ懲戒処分の対象となります。 	

令和7年度会計年度任用職員募集用勤務条件シート

職 種	一般事務	
業務内容	整理作業員:埋蔵文化財の整理作業業務等	
必要資格等	埋蔵文化財に対する基礎的知識を有すること	
任用形態	パートタイム会計年度任用職員	
任用期間	令和7年9月1日 から 令和8年3月31日 まで	
配 属 先	教育委員会社会教育課	
就業場所	赤磐市下市337番地(赤磐市山陽郷土資料館) ※任用期間の途中で変更となる場合があります。	
募集人数	1人程度	
就業時間	始業:9時00分 から 終業:16時00分 まで (うち休憩時間:60分) (6時間/日以内、 24時間/週以内)	
勤務を 要しない日	日曜日・土曜日・祝日等・年末年始の休日・別途所属長の指定する日	
時間外勤務	時間外・週休日・休日勤務 有	
給 与	給料・報酬	時給 1,120 円
	通勤手当・費用弁償	通勤距離や通勤方法に応じて支給(上限あり)
	その他	
休 暇	年次有給休暇、公民権行使のための休暇、忌引休暇等 (赤磐市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の定めるところによる)	
社会保険等	適用あり	(健康保険・厚生年金保険・雇用保険)
選 考	選考方法	書類選考・面接
	選考時期	随時
担当部署 問い合わせ先	教育委員会社会教育課文化財班 電話:086-955-0710	
その他	1 任用期間満了時には、特に通知することなく退職となります。 2 所定の勤務日は、業務の都合等により変更することがあります。 3 会計年度任用職員は一般職の地方公務員であり、地方公務員法の服務に関する各規定が適用され、かつ懲戒処分の対象となります。	